

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年1月16日

担当課・室の長殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

行政書士 久保田勝彦

住所 岡山県倉敷市連島町連島 4307 番地 3

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第29条第1項

貨物自動車運送事業法第36条第2項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

貨物自動車運送事業者でない当社 A は、荷主 B から運送依頼を受け、当該運送を運送委託基本契約を締結した個人事業主の貨物軽自動車運送事業者たち（以下、C という。）に再委託を行います。

このとき、当社 A は荷主 B に対し、利用する個人事業主 C のコンプライアンス遵守を担保するため、当社 A の事務所で個人事業主 C に対し、委託する運送の業務前・後点呼を行い、かつ個人事業主 C から当該運送の業務日報の写しを徴収し、並びに定期点検等他の法令で定められた記録等の管理を行い、荷主 B からのこれらに対する開示の求めに応じられるよう貨物軽自動車運送事業者を利用する者として帳票類を調べ保存します。

これら管理業務は当社 A の信頼性構築・企業ブランド向上のために行なう事業計画で

あり、管理業務を受託することを目的としたものではありません。
今後事業が拡大すれば、当社も貨物軽自動車運送事業の届出を行い、参入も視野に入れています。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

・以下の各号は当社 A 自身のために委託先管理を行なうものであり、個人事業主 C の立場では法的有効性は認められないと認識しています。

- 一 当社 A 事務所で業務前・後に個人事業主 C に対して点呼を行うこと（法的に有効な点呼執行は個人事業主 C であるため、当社が選任した貨物軽自動車安全管理者あるいは安全運転管理者（道路交通法）であっても、点呼執行者として不適切）
- 二 当社 A 事務所で個人事業主 C の帳票類の写しを保管していることが、個人事業主 C の営業所で保存していることにならないこと。また、当社 A の当該書類保存行為について、個人事業主 C の保存義務の責任を何ら追わないこと。
- 三 当社 A が貨物軽自動車運送事業者となった場合でも、当社 A と個人事業主 C は別事業者であることから、前 2 号について、同様の見解でいます。

・法第 29 条は貨物軽自動車運送事業を対象にしていなため、個人事業主 C の管理業務を受託すれば違法と認識しています（法 74 条 2 号）。その前提で、

【点呼等の法的責任の帰属と、運送委託条件】

法令の定めは個人事業主 C に帰属し、当社 A が執行しても不適格であるため、法的有効性がないと認識しています。そのため運送委託基本契約を締結する際に、当社 A が改めて点呼を行うこと、帳票類の写しを徴収することを求めること、実行すること、債務不履行（徴収に応じない等）に対し催促・ペナルティを課すこと民事上の事実行為であって「輸送の安全に関する業務の管理の受委託」に抵触する法律行為とは考えておりません。

【委託先管理費（名目）の扱いと法第 29 条の関係について】

現段階では委託料のやり取りしか計画していませんが、当社事業計画はマッチングサービスの性質を帯びます。また事業拡大した際は自らも貨物軽自動車運送事業の参入を考えています。

事業が拡大した際は委託先管理費の徴収を予定する可能性が高いのですが、引き続き点呼や帳簿類の写し徴収等を行っているとすると、疑似管理+マッチングサービスあるいはフランチャイズサービスであることから、当社 A が個人事業主 C に委託先管理費を求めても法第 29 条に抵触しないと認識しています。

またフランチャイズ事業を行っても貨物軽自動車運送事業は法第 28 条の対象外と考えています。

以上のことから、計画は法に抵触せず問題ないと考えております。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

とくにありません

5. 連絡先

電話 086-441-7320

メール kubota@katsuhiko-office.com